

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

1世帯あたり

5万円

住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。受給にあたっては、下記期限までに手続きが必要です。



詳細はこちらのQRコードから

## 支給対象と申請の有無

いずれかにあてはまる世帯が対象 ※重複受給はできません。

世帯全員の令和4年度  
「住民税均等割が非課税」の世帯  
令和4年9月30日時点で  
羽曳野市に住民登録のある方

令和4年1月～12月の収入が予期せず減少し  
「住民税非課税相当」の収入となった世帯  
(家計急変世帯)  
※世帯員全員が住民税非課税水準以下となった世帯  
申請時点で羽曳野市に住民登録のある方

該当する可能性のある世帯には、  
すでに確認書を送付しています。

【提出期限】令和5年1月31日(火)  
確認書に必要事項を記入の上、  
同封の返信用封筒に入れ、  
期限までに提出してください。  
※一部申請が必要な場合があります。

申請が必要です。

【申請期限】  
令和5年1月31日(火)  
【申請書配布場所】  
市役所、支所、人権文化センター  
※市ウェブサイトからもダウンロード可  
【申請窓口】  
市役所別館2階 臨時特別給付金推進室

## 支給時期

確認書（または申請書）の審査が完了してから3週間後が目安です。審査の結果については、後日通知します。

## 「予期せず家計が減少」とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、離職後再就職が困難、などによるものです。

## 配偶者等からの暴力（DV）を理由に 羽曳野市から避難されている方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをすることで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。

## 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## 問合せ

臨時特別給付金コールセンター  
☎ 072-947-4140（平日9:00～17:00）  
※12月29日～1月3日を除く